

令和7年2月14日

各 位

日本貸金業協会
業務企画部

貸金業法第2条第1項第3号の規定に関する法令解釈について

金融庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に基づく令和7年1月21日付照会について、同年同月31日付で回答文書が公表されましたので、お知らせいたします。

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長名の回答文書では、「本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。」と留保したうえで、「貸金業法第2条第1項第3号の規定は、「物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者」について規定されているものであり、同者から委任等を受けた第三者については適用されない。」と回答しています。

内容詳細につきましては、金融庁ウェブサイトに掲載されている照会文書及び回答文書をご確認ください。

【金融庁ウェブサイト】

- 照会文書（照会日：令和7年1月21日）
<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/03a.pdf>
- 回答文書（回答日：令和7年1月31日）
<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/03b.pdf>

以上

【お問い合わせ先】
業務企画部貸金戦略課
TEL 03-5739-3013